

第13回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

起草部会 議事要旨

【日時】平成18年5月1日（月）19:00～22:00

【場所】本庁舎5階庁議室

【出席者（※敬称略、50音順）】

大島いずみ	沼田良
木戸陽成	長谷川和寛
関根和弘	三浦亜紀
高橋司郎	村上祐允

議事次第

1. 答申案の作成に向けて
2. その他

1. 答申案の作成に向けて

（1）答申の構成など

- ・ 答申は、本文とその解説というスタイルにする。
- ・ 答申は、前文、序章（用語の定義）に続き、各章を記述する。
- ・ 各章は、必要に応じて、節、款に分ける。
- ・ 本文は、1、2行程度にまとめる。

（2）答申たたき台について

- ・ 「練馬区自治基本条例」には、すべて（仮称）を付ける。
- ・ 「住民自治」と「団体自治」という言葉は、章や節などからは落とす。
- ・ 「負託」という言葉が使えるのなら、信託の代わりに「負託」を使う。
- ・ 人について「もの」を使う場合には、「者」に統一する。
- ・ その他、検討の結果、必要な修正を行う。
- ・ 検討の結果、なお意見の一致をみないものは、ペンディングとする。

2. その他

- ・ 本日の検討結果の案は、5月2日中に事務局から起草部会の委員へメールする。
- ・ 起草部会員は、5月8日（月）午前8時30分までに確認し、事務局へ連絡する。
- ・ 事務局は、必要な修正を行ったのち、レイアウトなどを整えた上で、区民懇談会の委員へ事前送付する。
- ・ 解説文は、5月15日の区民懇談会に席上配布できるよう、準備を進める。